



第1号

地理的表示メールマガジン

平成27年04月10日



■■■ 目 次 ■■■

1. 御挨拶
2. メールマガジンの趣旨
3. 登録標章（GIマーク）公表のお知らせ
4. 全国説明会実施のお知らせ

1. 御挨拶

地理的表示メールマガジンの創刊にあたり

地理的表示メールマガジンへ御登録いただきありがとうございます。

今月から、地理的表示メールマガジンの配信を開始することとなりました。

現在、我が国には地域の気候や風土、長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得するに至った産品が全国各地に多く存在しています。このような産品は、「地域ブランド産品」としてこれまでも地域活性化に重要な役割を担ってきました。

この「地域ブランド産品」の品質を評価し、産品の名称である地理的表示を知的財産として保護する「地理的表示保護制度」の運用が、6月から開始されます。

本制度は、地理的表示を地域共有の財産として保護することを通じて、生産者の利益の増進と消費者の信頼の確保を図っていくものであり、農林漁業者の所得を向上させ、農山漁村に賑わいを取り戻していく「攻めの農林水産業」の実行により、政府が取り組む「地方創生」に資するものと考えています。

本メールマガジンは、この地理的表示保護制度において登録された産品等の内容や制度に関連する情報をお知らせしていくものです。本メールマガジンが、国内の様々な地域ブランドの振興に役立つよう工夫してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

農林水産省食料産業局新事業創出課

2. メールマガジンの趣旨

本メールマガジンでは、今後、以下のような内容を配信してまいります。

- 地理的表示保護制度に基づく登録申請
地理的表示保護制度に基づく登録の申請があった場合、その内容は公示され、公示された内容に対しては、誰でも、一定の期間、意見書を提出することができます。本メールマガジンでは、公示された申請の内容の概略をお知らせします。
- 地理的表示保護制度に基づく登録を受けた内容
地理的表示保護制度に基づく登録を受けた内容についても、その内容が公示されます。
地理的表示の登録を受けた場合、登録された製法や品質等の基準を満たさない限り、産品に地理的表示を使用することはできません。
本メールマガジンでは、登録された内容の概略をお知らせします。
- 制度の運用状況
申請があった件数や登録を受けた件数などをお知らせします。
また、登録を受けた産品の地域ブランド化の取組内容についても、お知らせしていく予定です。
- その他の告知
地理的表示に関する予算の紹介や説明会の情報についてお知らせします。

3. 登録標章（GI マーク）公表のお知らせ

6月の制度運用の開始（予定）に向けて、農林水産省では様々な準備を進めています。

今回、登録を受けた産品に貼っていただくこととなる登録標章（GI マーク）のデザインが公表されましたのでお知らせいたします。

（プレスリリース）

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/sosyutu/150410.html>

（GI マークのデザインを公表した大臣会見の様子）【冒頭で公表しています】

<http://www.maff.go.jp/j/douga/150410.html>

GI マークは、登録された産品のみ貼付することができ、その産品が地理的表示の基準を満たしていることが一目でわかるものです。

このデザインは、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、国旗の色でもある赤色、伝統や格式を感じる金色を使用することで、国内外の方に日本らしさを感じていただけるようにという願いを持っています。

日本の地理的表示保護制度の象徴となるマークですので、周知していただくと幸いです。

4. 全国説明会実施のお知らせ

4月14日（火）から、地理的表示保護制度の説明会を全国各地で実施します。今回の説明会は2部構成となっています。第1部は制度の概要を解説する内容となっております。第2部では、登録の申請を考えている方を中心に、登録の申請に必要な手続きや注意点などを御説明する予定です。

改めて制度の概要を聞きたいという方も、申請に当たってより細かい点についての説明を聞きたいという方も参加いただけます（第2部からの参加も可能です。）

説明会の詳細の確認や参加のお申し込みは、以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/sosyutu/150319.html>

oo

[地理的表示メールマガジン]

発行：農林水産省食料産業局新事業創出課

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号：03-6738-6319

FAX：03-3502-5301

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sosyutu/GI/chiri_teki_hyouji_hou.html

メールアドレスの変更、メールマガジンの配信登録、配信停止はこちら

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html>

oo